

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成28年1月5日（火曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 関市地域農業振興計画の策定について（協議）
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	23番 土屋 尊史 君
24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	36番 鷺見 勇 君

○欠席委員（2名）

22番 加藤政比古 君 28番 藤川 勝 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午後3時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） あけましておめでとうございます。地方創生と言われております農協改革は勿論のこと農業委員の選出方法も次回から変わることになっております。幸い関市におきましては平成29年7月までは現在の組織で継続されます。その後の農業委員の選出につきましては、議会の同意を得て首長が指名推薦するという方法に変わります。定数も現在36名いますが、約半分に減ります。認定農業者で半数、女性農業委員を多く推薦するよう等、選出に関する方向性も打ち出されています。農業委員が半数に減るということで、その部分をカバーするために農地利用最適化推進委員を設置することにもなっています。今後、農業委員選出に際して人選が難しいと予想されますが今から頭にいれておいてもらいたいと思います。

また、今年10/10,11に全国担い手サミットが岐阜で開催されます。全国各地域から2200人ほどの参加者が予想されます。県下6ブロックに分かれましてそれぞれの地域で会議等行われますので、参加要請もあり、200人ほど受け入れるイベントを企画することにもなると思われますのでよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、事務局長にあいさつをお願いします。

○事務局長（玉田和久君） あけましておめでとうございます。昨年は清流長良川の鮎が世界農業遺産に認定されたり、曾代用水が世界かんがい遺産ということで関市も注目を集めました。しかし一方で農業情勢ではTPPが大筋合意で施行されていくこととなります。農政改革で転作制度の見直しなど不安な材料もありますが、関市の農業の発展のために皆様方と力をあわせて頑張っていきたいと思います。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、22番加藤政比古君、28番 藤川勝君が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

1番 早川英雄委員、2番 早川誠一委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北北西380mほどなどに位置する田、571㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの東北東430mほどに位置する農振農用地である田、329㎡です。

使用借人は、3番、4番の案件と同一人物であり、申請地を借り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難なため、使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの東北東380mほどに位置する農振農用地である田、825㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人に譲り渡すというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、小瀬地内、鮎ノ瀬グラウンドの東370mほどなどに位置する農振農用地である田3筆、3664㎡及び畑、288㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難なため、使用借人に応じ貸しつけるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、洞戸飛瀬地内、国道256号線縄文橋の南南西290mほどに位置する農振農用地である畑、721㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難なため、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

1 2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸飛瀬地内、国道256号線縄文橋の南南西240mほどに位置する農振農用地である畑、1394㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人に譲り渡すというものです。

1 2月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの3件、合計6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 11番（大澤慶一君） 1番について異議ありません。

○ 13番（杉山徳成君） 2番、3番、4番について異議ありません。

○ 25番（野村 茂君） 5番、6番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。

議案第1号の6件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、大杉地内、田原グラウンドの南南東180mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、181㎡です。

申請地は、従前竹藪が密集しかつ周辺と比べ一段低い土地であり農作業をするには大変困難な土地であったため、隣接する2番の案件の所有者とともに申請地を埋め立て果樹畑として利用するため嵩上げをしたいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、大杉地内、田原グラウンドの南南東180mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、433㎡です。

申請地は、1番の案件の西側に隣接しており、従前竹藪が密集しかつ周辺と比べ一段低い土地であり農作業をするには大変困難な土地であったため、隣接する1番の所有者とともに申請地を埋め立て果樹畑として利用するため嵩上げをしたいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、巾1丁目地内、巾公民センターの北東290mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、669㎡のうち63.07㎡です。

申請人は、申請地に物置を設置したいというものです。

12月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお5条の4番の案件と同時許可になります。

4番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武儀富之保地内、祖父川公民館の東南東150mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、65㎡です。

申請人は、申請地の西隣に居住しており、車庫を建築整備したいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北東200mほどに位置する畑、392㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が12ページになります。

申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南西360mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑2筆、442㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が13ページになります。

申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南西370mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、549㎡です。

申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上7件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3番（佐藤久雄君）1番、2番について異議ありません。

○7番（清水宗夫君）3番について異議ありません。

○19番（横井文雄君）4番について異議ありません。

○29番（相宮千秋君）5番について異議ありません。

○30番（永井博光君）6番、7番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）太陽光の件で質問があります。普通は出入りが出来ないように柵等設置してあります。農業委員会としましては、農地を農地以外に転用することを審議するわけですからその先のことは関係ないのかもしれませんが。しかし実際の話、農地を太陽光施設に転用した場所で、トラロープで囲ってある場所があります。管理上、柵を設置した方が良いとは思いますが、トラロープでもいいのか、そのあたり建設部の方で指導があるのかもしれませんがどうでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）太陽光施設は建築確認が不要です。トラロープかフェンスかは任意で選択し設置されており、そこに対する規制はないと思われます。

○23番（土屋尊史君）それでも今後、感電の問題等でてくると思われます。もう少し行政で規制をしてもいいのではないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法上では縛りはありませんが、他地域の状況を調べてみます。県にも確認してみます。

○ 議長（佐藤善一君）私も、太陽光発電施設の目的で、農業委員の印鑑をもらいに申請人がいらした時には管理上の問題がないようにお話をしています。皆さんもそのように対応していただけるといいかと思います。他に意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の7件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第3号農地法第5条第一項の規定による許可申請の意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件は位置図が14ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、鋳物師屋地内、天神公民センターの南南東90mほどに位置する田、289.44㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたところ、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

2番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で鋳物師屋地内、天神公民センターの南280mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、519㎡です。

譲受人は、不動産業などを営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が16ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東田原地内、東田原公民館の南南東220mほどに位置する畑、385㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し手狭になってきたため、申請地を義理の親より借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘の夫の申し出に応じ貸しつけるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

4番の案件は位置図が17ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、巾1丁目地内、巾公民センターの北東290mほどに位置する畑、669㎡のうち285.44㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが成長し手狭になってきたため、申請地を父親より借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

なお4条の3番の案件と同時許可になります。

5番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は一本木町地内、一本木公園の南30mほどに位置する田2筆、758㎡です。

譲受人は、住宅建築業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、建売分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であったところ譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北東90mほどに位置する畑、287㎡のうち216.75㎡です。

譲受人は、申請地の西隣に居住しており、申請地を譲り受け、手狭になった庭及び駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難であったところ譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は段下地内、倉知小学校の北東120mほどに位置する畑、300㎡です。

使用借人は夫婦であり、現在妻の実家で両親と同居しており、今回申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘夫婦の要望に応じ貸しつけるというものです。

12月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が21ページになります。

所有権の設定で申請地は段下地内、倉知小学校の西280mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、2202㎡のうち330.58㎡です。

譲受人は、現在住んでいる住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難であったため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が22ページになります。

所有権の設定で申請地は円保通2丁目地内、関仲町郵便局の北北東290mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、276㎡です。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難であったため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 2月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は黒屋地内、中池の南西360mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、250㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、北側の宅地とともに自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が24ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西550mほどに位置する田6筆、5983㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から1年としています。

12番の案件は位置図が25ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、国道248バイパス倉知東交差点の北東170mほどなどに位置する田8筆、3143.61㎡です。

賃借人は、申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から20年としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が26ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、倉知地内、国道248バイパス倉知東交差点の北東230mほどなどに位置する田3筆、3708㎡です。

賃借人は、12番の案件と同一人物であり、申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備したいと

いうもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から20年としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が27ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の南西340mほどに位置する田、343㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である孫夫婦の申し出に応じ貸しつけるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

15番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北北西360mほどに位置する田、794㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、長良川鉄道の関市役所駅、鉄道の駅から500m以内に申請地があるため第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北東360mほどに位置する畑、394㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地とその北側に隣接する宅地を譲り受け、自己用の住宅及び庭を建築したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、山王通西地内、新田公民センターの東230mほどに位置する畑、202㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 2月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

18番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の南東330mほどに位置する田、3272㎡の

うち2712.52㎡及び登記地目が田、現況地目が畑353㎡のうち144.39㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受けて、宅地分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが遠方に居住しており農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月17日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

19番の案件は位置図が32ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋ふれあいセンターの北西460mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、35㎡です。

譲受人は、申請地の道路を挟んだ南側にてネジ・ボルトなどの製造販売を業としている法人であり、申請地を譲り受けて、駐車場を拡張したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域に該当するため、第1種農地ですが、用地拡張で1/2未満にあたるため許可相当と判断いたします。

20番の案件は位置図が33ページになります。

所有権移転で申請地は、下白金地内、めぐみの農協金竜支店の南西260mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、72㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、申請地の南側の一体利用地とともに、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

21番の案件は位置図が34ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、側島地内、岐阜県魚苗センター関事業所の南南西40mほどに位置する農振農用地である田、1291㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、昨年9月の総会にかけられた申請地の北側、道路を挟んだ砂利採取の表土置場として使用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から1年としています。

22番の案件で位置図は35ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀富之保地内、上之保浄化センターの南東630mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、704㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘夫婦の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

23番の案件は位置図が36ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり東保育園の南南東60mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、224㎡です。

使用借人は、申請地を借り受けて、倉庫を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である妹の夫の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

24番の案件は位置図が37ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり東保育園の南80mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、23㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

25番の案件は位置図が38ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり東保育園の南80mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、90.04㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

26番の案件は位置図が39ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀中之保地内、武儀やまゆり東保育園の南南東70mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、21㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて、車庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

今説明しました、23番から26番までの4件の案件については、武儀町時代の平成9年に道路拡幅などにより立ち退きになり、新たに住宅や倉庫を建築した際に用地取得された土地の転用申請が出されており、23、26番が池戸謙二さん、24、25番が三輪弘義さんの案件であり、武儀事務所より出されています。

27番の案件は位置図が40ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀中之保地内、武儀中学校の西700mほどに位置する畑、222㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

28番の案件は位置図が41ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の南西160mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、655㎡です。

使用借人は、水道工事を業としている法人であり、申請地を借り受けて、資材置場として整備したいというもの。使用貸人は、親戚である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から3年としています。

29番の案件は位置図が42ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸菅谷地内、上菅谷集会所の北西90mほどなどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地4筆、2233㎡です。

譲受人は、宗教法人の分教会であり、申請地を譲り受けて、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ無償にて譲り渡すというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

30番の案件は位置図が43ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川幼稚園の北西240mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑1028㎡です。

賃借人は、機械製造業及び太陽光発電による売電事業などを業としている法人であり、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は許可日から、20年間としています。

31番の案件は位置図が44ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南西300mほどに位置する田、畑1421㎡です。

使用借人は、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの16件、使用貸借権の設定に関するもの10件、賃貸借権の設定に関するもの5件、計31件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 3番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 4番、5番、6番、7番、8番について異議ありません。
- 8番（兼村正美君） 9番について異議ありません。
- 9番（石木治男君） 10番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 11番、12番、13番について異議ありません。

このあたりは太陽光施設がたくさん設置されています。先程、話題にもなりましたが、私も申請

が出されるたびに管理の問題に関してはお願いをしてきました。やはり安全という観点からある程度の規制を設けていくべきだと思います。近隣の市町村で言えば、愛知県の稲沢市では独自に太陽光発電施設の運用基準を設けて取り組んでいるようです。一度、参考のために聞いてみていただいたらよいと思います。

- 11番（大澤慶一君） 14番、15番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 16番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 17番、18番について異議ありません。
- 15番（山田晴重君） 19番について異議ありません。
- 17番（安田孝義君） 20番について異議ありません。
- 18番（篠田泰道君） 21番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 22番について異議ありません。
- 20番（中島利彦君） 23番、24番、25番、26番、27番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 28番について異議ありません。
- 24番（神山博和君） 29番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 30番について異議ありません。
- 30番（永井博光君） 31番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 23番（土屋尊史君） 11番ですが説明では6筆申請になっていますが、地図では5筆しか記されていません。この違いは何ですか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 地図上では、5筆に見えますが、一番北にある筆の右上に小さく申請地があり地図でも6筆になっていますので、ご了承願います。
- 23番（土屋尊史君） 分かりました。もう一点意見します。18番の案件ですが、譲渡人の理由が遠方であるため農業が困難とありますが、譲渡人は数名おり、近隣に居住している方もいらっしゃいます。全員の理由ではありませんので、記載の仕方を変更された方がいいのではないのでしょうか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 分かりました。理由については複数存在する場合、「等」と記載するように気を付けます。
- 27番（日置 香君） 12番、13番の件ですが、今回のこの申請地の間に少し土地が余っています。この土地について今後どうされる予定であるか等お聞きしていますでしょうか。ここだけ空いていますので気になりまして。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 今回の申請をされた行政書士からは、今後近いうちにこの間の土地の所有者が太陽光発電施設に転用する予定であると伺っています。
- 議長（佐藤善一君） その他に質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの16件、賃貸借権の設定に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの5件の、計31件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は21ページになります。

1番の案件は位置図が45ページになります。

目的、面積、計画の変更です。申請地は、西田原地内、関食肉センターの南南西260mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地2筆、754㎡のうち348.16㎡です。

当初事業計画は、申請地を、平成16年4月28日5条許可、及び事業計画変更により申請地及び西隣の土地にて一般住宅及び作業場として利用する予定であったが、資金繰りに支障をきたしたため計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画は、当初の計画地の一部である申請地に承継者の自己用の住宅を建築したいというものです。

12月16日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

以上1件のご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 3番（佐藤久雄君）1番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君）それではこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は23ページになります。

賃貸借権の設定に関するものについて25筆12件36505㎡、使用貸借権の設定に関するものについて5筆3件3233㎡、の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田27筆で38034㎡、畑3筆で1704㎡です。

地区は、広見、武芸川町跡部、平、谷口、下有知、大杉、黒屋、千疋地区です。

設定を受ける方は、(有)武芸川農産、外6者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号関市地域農業振興計画の策定についてを議題といたします事務局からの説明を求めます。

○農務課課長補佐（川島友教君）前回の農業委員会におきまして農業振興計画の審議をしていただ

きました。その中で農振除外を認めると判断していただいたものの中で、関市地域農業振興計画の案に掲載してあるものは平成 27 年より県営農村振興総合整備事業による農業用排水施設の修繕が行われるということになっております。その受益用地につきましては土地改良事業と同じ扱いを受け農振農用地からの除外が規制されることになってはいますが、実際には面的整備ではないため農道整備や緊急的なものについて除外ができるということになってはいます。ただ、緊急でやむを得ないものを除外するにあたりまして、今お配りしております関市農業振興計画を策定し県の承認を受け公告縦覧をしなければならないとなっておりますので、前回、農振除外をしてよいと認められました 7 筆につきまして掲載をし、今度の農振除外をできるようにしていきたいと思っております。

資料では、4 ページに施設の趣旨・面積・農用地にかかる面積等を記載しておりますが、これが前回の農振除外の時に資料に掲載しましたものと合致しています。場所につきましては、1 番最後の方に図面をつけております。1 2 ページからになります。

1 2 ページは、肥田瀬の字川原田になり赤く塗られているところが申請地になります。左側の申請地が関中央病院横にあります駐車場用地、右側がコーポレーション金子の駐車場用地になっています。

これも前回承認を受けているところです。

1 3 ページは、倉知のマーゴ横にあります農振除外の申請地になっています。

1 4 ページは、申請者が三輪正善さんの農業用倉庫、分家住宅の用地となっています。

全て農振除外してよいと前回認められた場所です。

これら 7 筆につきまして農振除外するために、今回、振興計画を策定し県に提出したいと思っております。

○ 議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○ 2 番（早川誠一君）1 2 ページの地図をみていただきますと、私たちが最初、耕地整備した時の農地とひかり町の工業団地の状況と現在とは異なってしまっています。工業団地と工場や駐車場との間に農地が残ってしまっています。工場が増えていくとせっかく耕地整備した農地が分断されていくわけです。すでにかかなりの農地が耕地整備の分から消えています。今回の申請の場所もまた分断されてしまったところです。そういった場所はその都度農振除外申請してことになっていくのでしょうか。農振地域の変更自体はできないのでしょうか。

また、この辺りは用水が流れています。ですから、工場建設の際にきちんと用水部分も整備してもらわないと農地でうまく用水が使えない・田圃が出来なくなってしまうという状況にもなってしまう。

その都度、少しずつ農振除外したり、用水管理に問題がでたりしないよう、もう少し融通が利く方法はないのでしょうか。

○ 農務課課長補佐（川島友教君）質問に対して二つ回答させていただきます。

まず一つ目は工業団地付近の土地の農振除外について、工業団地内に残ってしまった農地等、事前に除外できないかということですが、農振農用地を外しますとこの地域ですと都市計画税がかかるようになってしまいます。固定資産税があがりますので、こちらで簡単にそのような状況にすることはできません。実際に農業をやっていらっしゃる方に不利な影響がでてしまうということもあるということです。土地改良法に基づく用水整備をする場合、受益者は全員、負担金を

支払わないといけないのですが、対象農地の算定において農振農用地がどれだけあるかというものがあつたりしますので、それだけの面積がないと県の事業を継続することができなくなるということもあります。

こちらで勝手に農振農用地を減らしてしまい、結果、困ってしまう場合もあります。ですから、今の時点では、申請がありましたら個々に対応していくしかないと思われま

す。もう一つ、用水につきましても、個々の転用の際に、施工業者に慎重に工事をしていただくよう指導することはできますが事前に何か策を講じるというのは難しいと思われま

す。○2番（早川誠一君）農転の申請がされる際には、わたしも色々と申請者にお話はさせていただいているのですが、なかなか難しい問題だと感じています。回答、ありがとうございました。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はありませんか。

○17番（安田孝義君）5番、6番、7番で、地図では14ページになりますが、申請地の一番左の大きな土地ですが、その左に大きな排水があります。またその他の申請地2筆のところには1m50cmくらいの排水が走っています。もしこれが承認された場合、これらの用水の管理についてですが、例えば伏越しをするのかとか、その辺りはどの時点で協議をするものなのでしょうか。

○事務局長（玉田和久君）農振除外が許可されると、農地転用の手続きに進むわけですが、地元の土木水利委員の意見書を提出してもらうことになっています。その際にきちんと協議をしていただき、要望や条件を提示していただければいいと思います。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はありませんか。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めま

す。○事務局課長補佐（長尾成広君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は26ページになります。

番号1の案件は賃借人が八代 治郎です。

下有知地内の田528㎡です。

合意解約日は、平成27年11月30日です。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は11月24日午前10時から関市役所大会議室です。

また、11月の主な行事予定は、11月2日が転用申請等受付締切日で、11月5日、6日が転用申請等現地確認日で11月28日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後10時40分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊟

1 番 関市鋳物師屋 3 丁目 2 - 3 2

㊟

2 番 関市肥田瀬 3 2 4 6

㊟
